

令和6年度県内企業DX推進支援業務 プロポーザル実施要領

県内中小企業におけるDX推進にかかるモデルケースを創出することを目的に、DXの専門家が伴走支援を行い、県内企業におけるDX戦略の策定やDXプロジェクトの推進、DX人材の育成を支援する事業を実施します。

つきましては、本業務の委託業者を募集しますので、希望者は下記のとおり提案書をご提出くださいますようお願いいたします。

1 業務

令和6年度県内企業DX推進支援業務

2 提案書に記載すべき内容

別紙「令和6年度県内企業DX推進支援業務 仕様書」のとおり

3 委託契約額の上限

以下のとおり事業ごとに上限額を定める。

- ・「シン・ものづくり企業」のためのデジタル変革応援事業に係るコンサルティング業務
6,070,000円（消費税及び地方消費税額を含まない）
- ・伴走型DX推進プロジェクト事業に係るコンサルティング業務
4,510,000円（消費税及び地方消費税額を含まない）

4 参加資格要件

企画提案書を提出することができる者は、本業務の実施に必要な能力を有する者で、以下の資格要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 参加資格認定の日において、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 国税または主たる事業所の所在地での地方税（都道府県税）を滞納している者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成

3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)である者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供用するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

6 参加申込書の提出

(1) 参加申込書の提出

①提出期限	令和6年4月19日(金)17時まで(必着)
②提出方法	電子メール(電子メール送信後、電話により着信の確認を行うこと)
③提出先	(公財)ふくい産業支援センター 新産業支援部 DX推進G
④提出書類	ア 企画提案参加申込書(様式1) イ 企画提案参加資格誓約書(様式2) ウ 国税または主たる事業所の所在地での地方税(都道府県税)を滞納していない旨がわかる書類(納税証明書等) エ 企画提案参加事業者の概要、事業内容等がわかる書類(企業案内等)
⑤提出部数	1部
⑥その他	申込書提出後に企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案書の提出を辞退しても、今後当該辞退による不利益を受ける取扱いを行わない。

(2) 参加資格審査の結果通知

上記(1)により企画提案参加申込書を提出したものについては、参加資格要件を審査し、その結果を速やかに通知します。

7 質問および回答

公示業務に関する質問については、「質問票」(様式3)を提出するものとする。

(1) 提出先等

- ア 提出期限 令和6年4月19日(金) 17時必着
- イ 提出方法 電子メール(電子メール送信後、電話により着信の確認を行うこと)
- ウ 提出先 (公財) ふくい産業支援センター 新産業支援部 DX推進G
<電子メールアドレス> dx-g@fisc.jp

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する

- ア 回答方法 参加申込者全員に対し、電子メールで回答する
- イ その他 提出期限までに到着しなかった質問票については、原則として回答しない

8 企画提案書の提出

①提出期限	令和6年4月26日(金) 17時まで(必着)
②提出方法	電子メール(電子メール送信後、電話により着信の確認を行うこと)
③提出先	(公財) ふくい産業支援センター 新産業支援部 DX推進G
④企画提案書の内容	別紙「企画提案書作成要領」のとおり
⑤提出書類	企画提案書(様式任意) 経費見積書(様式任意) ※企画提案書はA4またはA3で作成すること。 ※経費見積書には、経費の見積額および内訳を記載すること。 ※経費明細表には、事業ごとに合計金額を記載すること。

9 選定委員会の実施

日 時：令和6年5月14日(火) 午後
場 所：福井県産業情報センター(福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16)
※オンラインでの参加も可能とする

- (1) 選定委員会では、予め定められた審査基準に基づき、提案書等の内容について、公正な審査を行います。審査において、評価の合計が満点の6割以上で、最も評価の高かった提案者を委託先候補に選定します。
- (2) 提案書につき1社30分の面接審査を実施します。
- (3) 委託先の決定の連絡は令和6年5月中を予定しています。提案者全員に対し

書面で通知します。

10 契約について

(1) 契約締結

企画提案書等をもとに委託予定事業者と協議し、協議が整った場合に契約を締結します。この協議の際、提出された企画提案書の内容・経費を一部変更する場合があります。

(2) 履行期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

(3) 契約書・契約保証金等

別添の契約書(案)のほか、福井県財務規則ならびに関係法令等の定めるところによる。

(4) 契約締結の取り消し

次の場合には、当センターは契約締結を取り消す場合があります。

ア 委託予定事業者が、契約の締結に応じないとき。

イ 委託予定事業者の財政状況悪化等により、業務履行が確実でない恐れがあるとき。

ウ その他、委託予定事業者の社会的信用を損なう行為等により、業務委託が不可能または不適當となるような事情が生じたとき。

11 その他

(1) 当産業支援センターの組織および事業概要については、当センターのホームページに記載されています。(https://www.fisc.jp)

(2) 提出された企画提案書は返却しません。

(3) 企画提案に係る一切の費用については、応募者の負担とします。

(4) 提出期限後における応募書類の再提出、差替えは認めません。

12 応募先および問い合わせ先

(公財) ふくい産業支援センター 新産業支援部 DX推進グループ 担当：川田
〒910-0296 福井県坂井市丸岡町熊堂 3-7-1-16 福井県産業情報センター 3階
電話：0776-67-7416/FAX：0776-67-7439/e-mail：dx-g@fisc.jp